## 平成 20 年度第二回地域密着型地方自治制度研究会議 平成 21 年 2 月 16 日 13:30~15:30

## (行政経営課長)

本日は、座長である鈴木次長(人事担当)が所用で欠席であるため、渡辺次長(市町村担当)が座長を務めさせていただくので御了承いただきたい。

#### (座長)

今回は前回に引き続き、

- ・ 分権時代における自治体の役割について
- ・ 道州制論議の現状と課題について

の二つの切り口で議論を行いたい。

# 1 地方分権・道州制研究会について

#### (座長)

まずは関連して、県で、今月9日に地方分権と道州制に関する庁内研究会を立ち上げたので御紹介する。

#### (事務局)

資料1【2月9日開催 地方分権・道州制研究会】について説明

### (市長会事務局長)

一つ確認したいが、庁内研究会について、市町村の意見を聴くという構想はなかったのか。 今後の意見は具体的にどう聞いていくのか。市町村が研究会のメンバーに入るということか。

### (行政経営課長)

道州制も地方分権も根は自治のあり方の問題であり、当然ながら県民のみなさんの御意見が根底にないといけない。そういう意味で、住民の方に一番接している市町村の御意見を聞いていくことは重要である。

ただしこの研究会については、まずは県庁の中で課題の認識・情報の共有を図ることを目的に始まっている。さらに、それをオープンの場で議論することによって、住民の方に同じ情報・課題を共有していただくことがもう一つの目的である。

さらにもう一歩進めた時に市町村の意見を伺うことになる。この密着型地方自治制度研究会議においても庁内研究会と共通の話題を議論することによって、正式に市町村全体の意見がこうだとは言えないが、少なくとも市町村からもこんな意見があったということを吸い上げるひとつの場にはなる。今後さらに市長会・町村会ごとに意見を集約いただく、アンケートを実施する等の方策は考えられるが、まだ具体案は固めていない。

特に道州制の議論については、政府なり与党なりの議論を横目で睨みながらの話になっていくのかなと感じている。

## (市長会)

本日の会議で出された意見が、市町村の意見として庁内研究会で話題提供されるということか。

# (行政経営課長)

市町村を代表した意見だとは言わない。

## (市長会)

単なる内部の勉強会だというのならばそれはそれでよいのだが、庁内研究会を作る際に、市町村サイドにも一言意見を求めてほしかった。作ったあとで市町村の意見を聴く、というのは少し違うのではないか。

# (行政経営課長)

そういう意味では、先ほど説明した研究会は、設置要綱にもあるとおりあくまで内部の研究会である。道州制等の議論については、市町村の御意見をあとで伺うことになると思う。

# 2 分権時代における自治体の役割について

義務付け・枠付けの廃止について

## (座長)

地方分権の全国的な動きとして、昨年12月に地方分権改革推進委員会の第2次勧告が出された。今年5月には第3次勧告が予定されている時期でもあり、本日はこのあたりを中心に議論を行いたい。皆様御承知の内容かと思うが、復習の意味も込めて簡単に事務局から説明させる。

### (事務局)

資料1【国の地方分権の動き】及び資料2【地方分権改革推進委員会第二次勧告に対する福島 県知事コメント】について説明。

# (座長)

第2次勧告では国の出先機関の見直し及び地方への義務付け・枠付け見直しという、大きく二つの点について提言がなされた。

義務付け・枠付けについては約一万条項の精査が行われ、約半数が不要と判断されたところであるが、この中には実現を強く要望すべきものがある一方でさらなる検討を要望すべき分野もあるかと思う。

そのあたりについて、御自由に発言いただきたい。

# (福島市)

「研究会」ということなので、市長まであげた意見ではないことをまずは御了承いただきたい。

地方自治法で、予算や決算・条例の制定改廃について、市町村の場合は県知事への報告が義務付けられているが、実際にどれほどの合理性、必要性があるのか。形骸化している面も相当あるのではないか。第2次勧告の対象になっているようだが、これについてはやはり廃止が妥当だと考える。

また都市計画法について、市町村が定める都市計画の決定について都道府県知事の事前協議と同意が必要とされている。その理由は広域的な調整だと思うので、調整が必要ないような地区計画や市街地開発事業については義務付けが廃止されるべきではないか。

## (田村市)

公営住宅法については今回政令を改正して基準をせばめるようになったと聞いている。具体的には入居基準の収入20万円、これは政令が10年以上見直されていなかったことから低所得者や高齢者世帯の増加にあわせて額をもっと引き下げることにしたようだ。が、私が思うに住民のうちほとんどの方は入居基準を引き下げてもあまり影響がない。まあ、全国一律でやる部分についてはそれでいいのだろうが、地方においては現状を考慮しながら進めていきたいと考えている。

## (伊達市)

義務付けの多くがかなり昔に想定されていることが問題。今の時代に合わないことが相当数あるのではないか。これらについては、小手先で改善するだけではなく思い切ってやめてしまうことも必要だと思う。

昔は人口も予算も右肩上がりの中、国が規制したい、過剰のものを抑えたいという事情があったと思うが、今は市町村でも予算が厳しくなってきているし、自分達で過剰なものは整理している。

少子高齢化も迎えた今となっては、これまでの感覚を修正するのではなく、まったく新たな感覚で対応していくべき。今回義務づけの約半数が見直し対象とのことだが、残りの半分にも不要なものはまだあるのではないか。

### (只見町)

全国一律の義務付け・枠付けが廃止されれば、沖縄は沖縄の、私ども特別豪雪地帯の地域としては雪国の地域にあった事業ができるようになるのではないか。

ただその場合、事業を行う場合の起債についても関与しないようにしてほしい。

## (塙町)

私どものような弱小町では16年の交付税ショックの影響が非常に大きい。そのこともあって 地方分権と言われた時にどうしても地方財政と結びつけて考えてしまう。そう考えてしまうと、 今回の条例改廃の云々は、それがなくなったからといってどうなるのかというのが正直な気持ち である。

財政に直接結びつくような、例えば保育所の調理施設の話もでているが、交付税ショックの時 に塙町でも民間委託をしてはどうかとの話はあった。しかし調理室は必置であったため、人の派 遣という形での委託方法がなく、結局うまくいかなかった。そういう意味では今回調理室の必置 規制がはずされれば新たな手法をとることができるが、ただ一方で、それでよいのかという意識 もある。どうしても金を削ればいいという地方分権を考えてしまう。

だから、例えば条例改廃の届出が必要なくなるとはどういう意味なのか、もっときちんと認識 しないと地方分権の話も道州制の話もできないのではないか。我々が、地方分権とは何かという ことを理解しないで地方分権の話に入ってしまうと、単にお金を削れるから良いことだ、これは 削れないから駄目だ、ということになってしまうのではと個人的には危惧している。

## (石川町)

建築基準法や都市計画法の中での単体規定、つまり建物を建てる際の強度であるとか安全や技術に関する全国一律の規定については、変えることはできない。ただ集団規定の部分、例えば地区計画の部分だとか、そういった部分については分権の中で地元でもって決めていい、ということはあろうかと思う。

ただやはり、もともとの法趣旨には変えてはならない部分があるのではないか。こういう話をすると町はいい加減だと言われてしまうかもしれないが、しかし現場サイドでは、法趣旨とは別個に、その時々の情勢に合わせた運用をされてしまうという懸念がある。

例えば企業立地促進法が数年前から施行されているが、以前からあった工場立地法では、一定以上の面積をもつ工場が新設・増設する際には緑地や環境施設面積等を守って建物を建てなくてはならない、というものだった。それを企業立地促進法の中で、市町村が条例を定めてその規制を緩和できるようになった。これを現場サイドで運用する場合、企業には少しでも工場に地元に残っていただきたいという思いからの運用も一方ではされている。

さらに言えばそこで計算される「 パーセント以上ならば良い」という判断が非常に技術的な判断で、現場サイドでは対応が難しい。条例本文はたかが3条だが附則にややこしい計算式が入っており、議会に説明しようとしても非常に難解で技術的であり、コンサルに聞かないとわからないような内容になっている。

そういうものもあるので、義務付け枠付けがはずされた時、制度や仕組み、技術的な内容をき ちんと理解して行政サイドで運用されるかが非常に不安である。

## (座長)

市町村のみなさんから一通り御意見をいただいた。

福島市:予算や都市計画について合理的な理由のない報告、協議同意などといったものは、 必要がない。もっと見直しをすすめるべき。

田村市:現状の把握にもっと務めるべき。その中で制度設計、分権をすすめていく。

伊達市:時代に合わない基準の見直しを進めるべき。その際はこれまでの修正ではなくて 新たな考えでやっていくべき。

只見町:地域にあった施策を進めるという上で義務付け枠付けの廃止は賛成。あわせて起 債の関与を少なくしてもらいたい。

塙町:16年の交付税ショックを踏まえた上での意見として、関与がなくなっても財政的にどれくらい減るのか。そして、そもそも分権とは何かを踏まえた上でなくては進まないのではないか。

石川町:規制なら規制の本来の趣旨があったはずだ。分権が進むことによってその趣旨が 忘れられてしまう、本来の守るべきものがないがしろになってしまうのではないか。

以上の御意見を踏まえ、あるいは新たに付け加えて御意見をいただきたい。

## (県中地方振興局)

先日の新聞に、分権と自治は基本的に違う概念だという記事が載っていた。分権とは権利を国が分け与える、つまり国が地方を見下した中での言葉ではないのか、一方で自治というのは住民が自ら責任を持って決めていくことだ、ということが書いてあったが、自治があって初めて必要な分権の内容が決まるのではないか。自治の視点でもう一度地方分権を考えてみることが必要なのではないかと思う。

そういう意味で、住民に一番身近な市町村の方々が自分たちに課せられた規制、義務付けに関して感じている課題は何なのか、それを吸い上げて地方分権改革推進員会に届けるというルートが必要ではないか。委員会では地方の声をどうやって吸い上げて今回の原案を示したのか、その辺りの進め方を教えてほしい。

## (事務局)

地方分権改革推進委員会には自治体の首長もメンバーとして入っている。また、例えば今回の 1万条項については、全国知事会・全国市長会が出した要望、つまり地方の声も積み上げつつ、 地方の代表に対してヒアリングも実施している。今回の勧告の義務付け・枠付け部分については どの自治体も一定の評価をしているが、それはそういう取組の結果なのかなとは考えている。

### (県中地方振興局)

県内の市町村から、地方分権推進委員会に対しての意見を集約をする作業はしているのか。

## (事務局)

分権や道州制については、知事会等の場で意見として出している。市町村の意見について、知事が市町村長から伺った意見を紹介するケースもある。特に今後は分権一括法が国会に提出され、より具体的な議論が必要となってくるので、この会議の場等を活用させていただきながら、市町村の意見を踏まえた上で県としての意見を述べていきたい。

現在は市町村に対して個別に照会する作業はやっていないが、今後、検討していく余地はあるのかなと考えている。

#### (座長)

一万条項については、全ての事務に関し、メルクマールを定めてその該当の可否を判定する作業をしたと聞いている。一方で市長会や知事会からの提言を受けて、その観点からの整理もしたようだ。

## (市長会)

市長会は、全国市長にアンケートを実施した。

## (座長)

他に何かあれば。

## (行政経営課長)

特に塙町の意見に関連して、新聞等でも書かれているが、前回の三位一体改革の際には地方分権が国の財政再建の隠れ蓑的になってしまっているという話を改めて実感した。本来であれば自治のあり方や行政のあり方をまず論じなくてはならないところに、金の話が先にならざるを得ないとは現場の本音だと思う。

今回の義務付け見直しも、委員会は法律のみを分析しているが、実際は法律とセットになっている補助金の縛りも重要なのではないか。三位一体の時も地方側は補助金を廃止して財源でほしいと要求したが、結局金だけ削られて縛りは残った。今回の見直しも、その辺りを十分に気をつけないと、法制度上義務づけが廃止されたのに補助金の縛りが残っていたとか、あるいは法制度を外す代わりに財源が手当てされない等の最悪のことになってしまう。地方側としては今後十分気をつけていく必要がある。

## (市長会)

この議題は考えてみるとタイムリーな話題である。今回の定額給付金に関しても、まさしく自治事務とは何かを議論するべきだろう。総務省は自治事務だと言うし、県は中二階のような形だし、とにかく事務費は全部渡すから現場で知恵を絞れと言われても現実は大変な話。自治事務とは何か。空しさだけが残る。

## (行政経営課長)

先日の新聞にも、せっかく住基ネットがあるのだから、定額給付金も国が直接やればよいとの 記事が載っていた。今日は立場のない会議なのでいろいろ言わせてもらうが、我々も今回の補正 で急遽雇用対策などをやっているが、給付金より前にすべきことはあるだろうとは感じている。

## (座長)

少し前の新聞投稿にもあったが、自治事務でかつ補助事業なのであれば本来は受け取らないという選択肢もあるべきだ。ただ、政治・政策の場を預かっている立場としてはとても(受け取らないという)判断は、できないこと。その中で今のような話がでてくるのだと思うが、しかしこの件については選択肢がない。

#### (塙町)

定額給付金については市長会とまったく同じ感想を持っている。様式まですべて指定され、例えば口座振替にしろという指図まである。まあ、短期間だから市町村も細かい所まで決めるのは大変だろう、という国の思いやりだとは思うが。一方で新聞にもあったとおり飯舘村では、そういう基準はあるにせよ自分達で村にあったようにやる、と言っている。自分達で住民に直接会いに行けば当然みんな顔を知っている、だから証明書などいらない、というのは当然の話だと思う。

これがもしかするとある意味小さい自治なのではないか。

町村の力量で、町村が独自にできるようにならないと地方分権などという話をしてもあまり意味がない。空しくなる部分が最後に出てくる。

話は別かもしれないが、仕事をする中で「理に合わないのではないか」と思うことがあっても、一般の町民にお話しする時は「制度がこうなっている、国がこう言っている、県がこう言っている、だから仕方がない」と逃げている部分がある。私がこう思うからこうだ、と言えていない。それが言えないようでは権利を行使する権利がない。こういうことを言っていると悲しくなってしまうが、こういう本質的なことを一人ひとりが考えないと先に行かないのではないか。

各担当者に対して、さあ分権です、義務付け・枠付けを見直しますからリストを確認してくださいと言われたとしても、たぶん大方の人は「いいよ、今までので」と返すのではないか。そこまでの意識になっていないし、自治というものを本気になって考えていない、考えられない仕組みの中でずっと生きてきたからなのではないかな、と思う。

## (県北地方振興局)

只見町から、沖縄と同じであることがいかにおかしいかという話があったが、自分も数年前に 特別養護老人ホームを担当していた。全国のシンポジウムの際に会場全体が笑ってしまったのが、 沖縄では真夏40度以上にもなるのだから風呂よりもシャワーを作りたい、そんな時に風呂に入 ったらかえって具合が悪くなってしまうのに、でも基準によると全国一律で風呂を作らなくては ならないということ。やはりもっと地域の自由度、選択度があがらないと駄目だと思う。

もう一つ、石川町からは、分権がどう進もうと変えてはならないものがあるという意見が出されたが、数年前、福島県では施設入所者の8割におむつがあてられているという衝撃的な数字が判明し、報道もされた。要介護度の高い人はやむを得ないが、排泄という基本的な部分がないがしろにされているのではないかということだ。今回の見直し一万の条項の中には入所者と介護者の3:1の問題なども入っているようだが、金目の問題だけではなく、本当に守らねばならないところは守る必要がある。変えるところと変えないところを見極めて意見を述べていく必要があるのではないかと感じた。

## (県南地方振興局)

福島市から、条例報告が形骸化しているのではという話があったが私も同感。市町村の議会で議決された内容については、必要があれば情報提供をお願いすればよい話。そういう意味のない義務づけについては廃止していってよいのではないか。

また、只見町からは起債についての話があったが、ここ数年、財政再建法や起債の制度については分権と流れが逆になっているように感じる。国や県の関与を強めるべきだという議論が強い。この件は、分権をすすめていく中では非常に難しい問題なのかもしれない。

### (会津地方振興局)

会津にいると、福島や郡山との違いも感じる。自分達の生き方を自分たちで決めたい、というのは当然な話であり、義務付け・枠付けが実際どこまで廃止されるかは不明だが、自分達で決められるようになれば当然地域の活性化にもつながっていく。

只見川流域市町村で会津の振興策を研究する会を作り、産業・経済・財政面から、同じような条件の中で一緒に考えていこうとしている。役所の人間と地域の方々が一緒になってこの地域をどうしていくのかを考えているが、その中で義務付け等についても意見を出してそれが国に届けることができれば、我々は自分達で町を作っていくことができる。

これから人口が減っていく中ではどうやって生き延びていくかを考えねばならない。その中で 今の義務付けをどうしていけばよいのか、公務員だけでなく地元の人と一緒に考える機会がこれ からあると良いと思う。

# (南会津地方振興局)

この研究会の名称が「地域密着型地方自治制度研究会」ということは、地域に密着した、いろいるな形の自治があっていいという理念が前提にあるのだろう。そうであれば当然、温かいところ寒いところ、高度の高いところ低いところ、まったく違う気候やそういったことに応じた合理的な仕組みが求められているのだと思う。

南会津地方は今年は雪は少ないが、しかし歩道は雪で埋まっている。埋まっているのに歩道の幅を2メートルにしろという。では車道が広いかといえば予算もなくてそんな広い車道は作れない。それだったら、歩道はもっと狭くてもいいから雪を避けられるような広い車道を作った方がよほど合理的である。雪が溶けて初めて縁石との間の細い部分を歩けるような状況で、冬の間は通学する子ども達は車道を通っており、いつ大惨事になってもおかしくない。雪が少なくてもそのような状況である。

義務付け・枠付けとは、一番住民に身近な市町村レベルのものもあるし、広域自治体として県が国から言われているものもたくさんある。それらについて皆さんが散々検討した結果の1万条項であると思うし、それは粛々とやらなければならないと思う。

ただ、国が今持っている権限、霞が関の権限を維持した上で義務付け・枠付けをどうするかという議論は大変空しさを感じる。アメリカのようなリミテッドガバメントをどこまで目指すのか、出発点をはっきりさせた上で地方の権限をどれくらいにするということをはっきりさせて、だからその地域にあった制度をみなさんが作ってくださいと言ってもらえれば我々も一生懸命考えて新しいものを作る。

#### (座長)

今の意見の最後の部分は、これから議論いただく国の出先機関の見直しにもつながってくる話 題かとも思う。国のサイズをどうするのか、ということにつながってくる話。

### (相双地方振興局)

今回の第2次勧告は、前回の分権改革の第2次勧告が出た時と似ているように思う。あの時も、勧告が実施されることによって物事がどのように変わっていくのか、わかりづらい状況だった。今回の12月に資料を確認しようと思ったが、あまりにも膨大すぎて冊子にならないと読みようがないと感じて断念した。我々県も、住民に一番近い市町村の方々も、勧告が実現すると自分達の仕事がどう変わるのか、住民生活をどのように変えていけるのかはっきりしないのではないか。良い例えではないかもしれないが「群盲象をなでる」の意識でこの勧告を読んでいた。

我々がこのように議論するだけではなく、一人ひとりが自分が今担当している仕事に一度ひきつけて、何ができるか一つひとつ考えていかないと、勧告が進められても結局今までと変わらないことになるのではないかと危惧している。

## (いわき地方振興局)

義務付け枠付けの見直しについて、現場から検討すること自体は良いと思うが、具体的な項目についてこういった会議のところで個別に議論することには正直あまり意義を感じない。個別の事業がどうだというのは国がしっかりやってくれれば良い話。私達の立場とすれば選択肢があればいい。例外を認めてもらえれば良いのでは。そうしないと、個別の話に忙殺されてしまって、全体の部分で対応ができなくなるのではないか。

住民にもいろいろな考え方の人達がいて、その中でどちらを選ぶのかはそれぞれまた悩むことである。そういうことからすれば、選択肢的なものさえあれば足りるのではないか。

# 2 - 国の出先機関の見直しについて

#### (座長)

次に、国の出先機関の見直しについて御意見があれば伺いたい。県としては、あまりにも巨大 な組織ができてしまうことに懸念をもっているのだが、皆さんはいかがか。

## (行政経営課長)

先ほど第2次勧告時の知事コメントについて紹介したが、その最後にも「巨大な出先機関ができて、地方レベルではむしろ中央集権化するのではないか」と書いてある。さらにもう一歩踏み込んだ話をすれば、出先機関を地方振興局や工務局に括るという話は地方側にも霞が関にも評判が悪い。現実を踏まえると仕方ないのかもしれないが、地方分権改革推進委員会にはもっと理想像を追い求めて書いていただきたかった、というのが私の感想である。

地方分権なり役割分担の見直しなりが進んだ上で統合するのはよいが、その部分が不透明なのに組織見直しだけが先行している。一方ではこれも不透明なまま道州制の議論も進んでおり、国の出先機関を統合して看板だけ道州という名前にするのではないかということが、懸念される最悪のシナリオである。

#### (市長会)

出先機関を見直すと国の役人が余るが、それを県が引き受ける覚悟はあるのか。その場合、市町村にも受け入れ協力を依頼することはないと理解してよいのか。

### (行政経営課長)

中身が決まっていないままに覚悟だけは示すことは難しい。人の問題だけ切り離して考えることはできない。県に仕事と権限と財源がくるのであれば、それに伴って人手も必要になってくることはある。

## (市長会)

そういう時に、県は「おたくの市町村で一人くらい面倒みてくれ」などと言うことはないという理解で良いのか。

## (行政経営課長)

筋としてはそうはならないと思う。

## (市長会)

国の出先機関を論じる時には、そこまで考えないといけないのではないか。平成7年の国体の時、人が余ってしまうから市町村で何とか受け入れてくれないかということが現実にあった。市町村は泣く泣く雇って公民館に置いたりした。国・県・市町村という流れの中では、どうしても市町村に最後にしわ寄せがある。だから今回の出先機関の見直しについても、県は市町村に対して人員受け入れ要求などしませんよという覚悟がないと、表面だけの議論になってしまうのではないか。

現実に市町村は国の出先機関になにか陳情する、出先機関にわざわざ行くという例があるのか。 県は、例えば地方振興局が農政事務所に行くような機会はあるのか。要望や予算獲得や国道の修 理等、陳情するのであればむしろストレートに国土交通省に行くのではないかと思うがそうでは ないのか。

#### (座長)

特に件数は把握していない。

### (市長会)

後で地方振興局に照会して調べておいたらどうか。

# (座長)

国がダウンサイジングをしていく中で、人の問題については早い時期から知事会でも話題になっていた。そこを議論しないと地方分権は進まないぞ、と。

## (市長会)

市長会でも議論になっている。

#### (座長)

国体と違う点は、一つはまったく新しい事務が自治体におりてくること。もう一つはボリュームの問題。その両方を見極めつつの対応となるため、現時点では人の受け入れがまったくの0だとの判断にはならないのではないか。

例えば町が市になった場合、県が期限を切って生活保護の人材支援をしている。場合によって は、県職員がそのまま市の職員となることもありえたかもしれないが、福島県の場合は、年度を 限って戻してもらっている。そのようにまったく新しい事務がくる時は、人の移管も含めて対応 が必要だということ。これから雇い上げて鍛えるよりとりあえず即戦力を必要とした際、さらに そのボリュームが多ければ人がついて来ることもあり得る。

## (市長会)

それは県の仕事の話か。それとも市町村の仕事の話か。

### (座長)

国から県に来るものもあれば県から市町村に行くものもある。直接国から市町村に行くものがあるかはわからないが。そのように、質とボリュームをあわせて検討していく話であって、今の段階で人の受け入れを最初から排除する形にはならないと思う。

## (市長会)

市町村は職員の採用はせず、給与もカットしている中で、例え仕事と予算がおりてきたにして も国の出先機関から人を寄こされたのでは納得できない話。県の発言は、霞が関と同じなのでは ないか。

### (座長)

理論的に整理すると先ほど言ったようなこともありえるのではないか、だから今の段階で人を 絶対に受け入れませんと宣言する話ではないのではないかと言っている。今後現実的にどういう 選択をするのかについては、県または市町村の考え方次第である。

### (市長会)

実際に、市が国の出先機関を訪問することなどあるのか。

## (田村市)

スマートインターチェンジの関係で国道事務所に何回か行くことはあった。それ以外はそんな にない。

### (町村会)

いろいろな町村長に会った時にも国の出先機関についてはほとんど話題になっていないし、仙台に行くのもつきあい程度。ただ、国土交通省の工事事務所などは、直轄道路が通っているところの町村長は訪問しているのではないか。温度差はあると思う。直轄道路や代行事業をやっている町村については、道路財源で様々なかたちでお世話になっているが、工事が終わればそうでもなくなる話ではないか。

農林水産省については、米粉パン給食を推進するため、モデル校をみつけてほしいと国の農政事務所から依頼があり、これとは別に県からも同じような話がある。このように二つのつきあいをするのが大変だ、などとは聞いたことがある。

そのような状況であり、おそらく国とのつきあいと言っても県や市とは温度差があるのではないか。

## (南会津地方振興局)

資料1の7ページ目、国の出先機関見直しについての記載の中で、例えば都道府県労働局を廃止してブロック化し、労働基準監督署とハローワークをブロック機関の下におくという記載がある。一方でハローワークは都道府県に移管するという記事もでていて、全国で何万人ものハローワーク職員を削減するという話にもなっている。

そういった時に、ハローワーク職員を都道府県職員にするのではなくて、市町村職員にする可能性があるかないかということについては、恐らく県の商工労働部でも具体的な検討はしていない。ハローワークの運営は広域的なものなので、もし権限がおりてくれば県は当然引き受けるだろう。ただし三島町や猪苗代町、棚倉町等自分で職業紹介をやっている市町村が「優れた人材がほしい」とヘッドハンティングのような形で人を迎え入れるということは可能性としては考えられるし、排除するものではないと思う。

それから中核市は保健所を持っているが、いわき市と郡山市も中核市になった時は経験者がいないので、中核市になる前に県の保健所等で実務研修を積んでいただいた。しかし管理職の力量がある人材育成までは難しいので、当初は管理職をとりあえずすべて県から支援し、何年間か人材を育てた後で順次県に復帰させた。あるいは県職員に募って、郡山市やいわき市へ身分を移管した。国の出先機関見直しの中でも、個別の事務一つひとつをつめていかないと、全員県で引き受けるとか、市町村では絶対受けないとかそういう議論はできないのではないか。事務の種類によっては市町村が人材を必要とすることもあるだろう。

### (座長)

では第2次勧告の議論についてはここまでとしたい。貴重な意見をありがとうございました。 今回の内容については次回以降の議論に活かさせていただきたいと考えている。

## 3 道州制論議の現状と課題について

### (座長)

道州制については前回以降、全国的な状況にあまり変化はないが、改めて事務局から概況を説明させる。

## (事務局)

資料4-1、4-2、4-3を説明。

#### (座長)

道州制について県でこれまでとスタンスを変えたというものではなく、あくまで慎重に検討していくための研究を行うという姿勢は変わらない。

なお道州制については全国町村会からの決議も出されている。この機会に御紹介いただきたい。

## (町村会)

全国町村会では昨年11月26日の町村長大会で特別決議を行っている。道州制が強制的な市町村合併につながる懸念があるということで、強制合併につながるような道州制については断固反対との特別決議を行った。通常の決議にも町村合併は強制しないようにという内容を盛り込んだ。町村議長会についても同じような形でやっている。

全国町村会の山本会長などは、その後の政府の29次地方制度調査会などにおいても、道州制 ありきで合併を推進するようなことは賛成できないということを機会あるごとに発言している。

## (座長)

全国市長会の動向についてはどのようになっているか。

## (市長会)

全国市長会でも「道州制と都市自治体に関する検討会」を設置し、そこで意見を公にしている。 その中では、道州制とは何なのかという議論がないままに都市自治体としてのスタンスを明確に するには時間がなさ過ぎる、道州制とは一体何なのかという結びになっている。

具体的な対応はこれからだが、全国市長会として道州制をどのように考えていくのか、ようや く緒に就いたという状況。

#### (座長)

それではみなさんから意見をいただきたい。道州制についてのお考え、あるいは地元での動き や取り組みをお話いただければ。

## (石川町)

正直なところ、取り組み等の動きはない。分権の話とも関連するが、地域レベルでは道州制が 実現した時に住民の生活がどう変わるのか、住民サービスがどれだけ良くなるのかといったこと が見えてこない。だから話も盛り上がってこない。

合併の時にも同じような話はあったが、財界が主導で行っているので若干でも恩恵が受けられるのであれば、という思いはある。いずれにしても道州制のきちんとした定義なりビジョンが見えない中では混乱が予測されるのではないか。

## (塙町)

多くの町村がそうだと思うが、塙町でも具体的な話にはなっていない。ただよく話に出るのが、 東北や北関東などの区分け論について。国土形成計画法の中にもそれを匂わすような改正があっ たのだが、その際、東北という概念が塙町にはない、だからそこでまとまって州を作ってもぴん と来ないということを意見として申し上げた。東北など今までの概念の中で作るのではなくて、 例えば流域とか資源とか、そういう単位でくくるのもひとつの方策ではないか。目先のことでは あるが、二地域居住の事業等を考えると関東圏がひとつの市場になってくる。低レベルかもしれ ないが、その際に東北にくくられるのはいやだという議論はある。 最終的に住民への影響が全然見えてこない中で議論をしても意味があるのか。先ほどの分権ではないが、まずは仕事を寄こす分権ではなくて権限をくれる分権をきちんと進めてほしいというのが希望。国を挙げて道州制に取り組まねばならない事情も理解できるが、町としては高齢化によって集落がどうなるのか、公共交通機関もない中でどうやって生活を守っていくかということの方が先決。それを守るための道州制なのであれば必要なのだろうとは思うが。

## (只見町)

只見町は山林が90%を占めるような地域だが、山林を所掌している関東森林管理局は群馬県の前橋市にある。その下に会津森林管理署があってさらに南会津支署があるが、大元は前橋市である。また、只見川・阿賀川については新潟市にある北陸地方整備局が管理しており、会津若松市に河川事務所がある。その他は仙台市。東北経済産業局で地域サポーターという制度をやっていて、18年度に只見町に来ていただいて経済活性化についてお話をいただいた。

道州制になることで、只見町にかぶさっている国のいろいろな機関が一体的になってまちづく りを考えていただけるのならばいいがどうやらそうではないようだ。結局の所、現状分析もして いないような議論展開になっているのではないか。

住民の方は、身近なところに行政があった方がいい、自分に一番近い行政が自分のことを一番考えてくれるのではないかと考えておられる。だから県庁が福島市から仙台に行くことに対しては反対するのではないかと思う。

明治になった時に会津の人は、若松に今の県庁が置かれるといいと皆考えていた訳で、現在で ももっと近いところに県庁があってほしいと思っている人もいる程だ。

只見町は今回は合併しなかったが、合併した市町村を見ているとやはり旧村というか、中心地がなくなった地域は頼る所がなくて困っているように見える。まずは住民のことから考えていただけるような道州制の議論が必要ではないか。

#### (伊達市)

お二人の話を聞いていて福島県も広いものだと思った。暴論を吐いてしまうと、こちらとして は福島だろうが仙台だろうが大した違いはないという感覚。もちろん道州制について積極的な訳 ではないのだが、話を聞くと地域ごとにだいぶ状況が違うのだなと感じた。それだけ、福島県は 広いのだろう。

自分達が身近な行政をやっている分においては、特に県だとか国だとか州だとかあまり関係はないとは感じている。だからこそたぶん議論が盛り上がらないのだろう。道州制の議論は本当に幅が広く、立場や論点によって全然違うので、道州制だからこうだというのはないのだが、国のロードマップに乗せられていいようにやられるのはどうかな、という気はしている。

まず財政の議論だけあって、財政的に 円の効果がある、というのはどうなのだろう。分権と セットで進められる分には良いと思うが、そうではないとすると問題である。慎重に議論すべき。

#### (田村市)

身近な行政については現在の基礎自治体で十分対応できることもあり、道州制の議論について はほとんどない。まずは市民にどのような影響がでてくるのかが議論すべき所。今後とも注視し て情報収集にあたりたい。

## (座長)

その他御意見があれば。

# (南会津地方振興局)

資料4-2の1ページ目、道州制になった時の効果として「住民が実感できる具体的メリット」という記載があり、例えば真ん中に「医療・介護体制の充実」と書いてある。現在南会津地方に産婦人科医がいないのだが、東北州になると産婦人科の医師が来るかといえばまったく変わらない。「子育て支援、人材育成策の充実」とも言うがこれもまったく変わらない。じゃあ防災や消防が強化されるのかというと、現在でも南会津の消防と会津の消防の指令台を一緒にしようという議論が全くまとまっていない。そこから考えると、これについてもまったく向上しない。

では治安が良くなるのか。警察署再編時もいろいろな議論はあったが、これも変わらないだろう。「産業振興による雇用の創出」ともあるが、今回の雇用危機や金融危機を州になれば解決できるのか。観光もまったく変わらないだろう。原油価格が上がれば誰も車に乗らないのだから、金がなくなれば観光地に誰も来なくなる。「農林水産業の活性化」、これも州になってもまったく変わらない。「個性的なまちづくり」、変わる訳がない。州になったからといってどうして中心商店街の振興に結びつくのか。「効果的な環境保全」、何を言っているかさっぱり分からない。

ここに書かれている「住民が実感できる具体的なメリット」などただの作文に過ぎない。効率的になる、5兆円もの人件費を削ることができるというただそれだけの話であり、かなり危険な議論だと思う。

非正規労働者を増やすことによって社会不安が起きる。緊急雇用として県や市町村が一生懸命 臨時の方を採用しようとしているが、それはあくまで臨時の話。そういったことを差し置いて道 州制をやれば何でも解決できるなどとは大嘘だ。コンピューターさえ導入すればすべて解決する、 という理屈とまったく同じ。コンピューターはソフトがなければただの箱、どういうソフトを入 れるかによって決まってくる。道州制なんて言ってみれば箱みたいなものであり、何をやるかそ の中身が問題だ。

#### (座長)

本当は地域コミュニティについての議論も予定してはいたのだが、時間がなくなってしまったのでここは今後の議論に委ねたい。前半の地方分権についてはいろいろな御意見をいただいた。基本的な視点なり、あるいは個別の案件を考えるに当たっての基準等いろいろな意見がでた。一定の所に収斂はしていないが、この中から重要な案件について、今後とも議論させていただきたい。

道州制については、まだ具体化していないから実感が乏しい、住民の生活に具体的にどう影響を及ぼすのかわからない、等の御意見を皆さんからいただいた。ただ少し気をつけなくてはならないのは、ビジョン懇談会が22年3月に最終報告をする予定となっている。また、与党についてもある時期結論を急いだ時期があった。つまり、導入はずっと先ではあるが基本的方針は案外近い時点で決定されようとしている。確かに具体的な中身が出されていないので実感がないとい

うことはあるかもしれないが、方針を決める期日が近づいているということは注意をしなければならない。

今日の意見交換はこの辺で終了させていただきたい。

# (市長会)

要望をしておきたい。この研究会について、各市町村の議会が迫っているこのような忙しい時期ではなく、もっと余裕を持って出席できるようなスケジュールでやるべきだ。

# (座長)

次回の日程についてはそのようにいたしたい。その他なければ本日の会議を終了する。次回の 日程についてはあらためて事務局に調整させる。

本日は本当にありがとうございました。